

## 社会福祉法人清水福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。

<対策>

- 平成 23 年 5 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 23 年 6 月～ 制度に関する事項をまとめた文書を作成し職員に周知

目標 2：年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。

<対策>

- 平成 23 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 24 年 4 月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 25 年 4 月～ 全体会議等において年次有給休暇取得促進の取り組みを周知する